

議案第一号

港区総合支所及び部の設置等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区総合支所及び部の設置等に関する条例の一部を改正する条例

港区総合支所及び部の設置等に関する条例（平成十七年港区条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表子ども家庭支援部の項に次の一号を加える。

四 児童相談所に関すること。

付 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（説明）

児童相談所を設置することに伴い、子ども家庭支援部の分掌事務を変更するため、本案を提出いたします。